

豊川市監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月9日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	中川雅之

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

都市整備部区画整理課

2 監査の範囲

平成31年4月1日～ 令和2年12月25日

3 監査の実施期間

令和2年12月4日～ 令和2年12月25日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

ア 公金の取扱事務について

イ 随意契約に関する事務について

ウ 契約に関する事務について

エ 補助金・交付金に関する事務について

オ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

検討事項

備品管理において、過年度に2つの特別会計から支出し購入した備品が備品管理システムへ登録されていない事例が見受けられた。備品管理を統括する財産管理課と協議の上、確実に備品登録が行われるよう対応策を検討されたい。